

一般財団法人新潟県バスケットボール協会 加盟登録規程

第1章 総則

第1条 〔趣旨〕

この規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）の定款第10章に基づき、本協会に所属する団体の種別、役割及び義務に関する事項について定める。

第2条 〔定義〕

本協会の所属団体に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

① 加盟団体

各市町村のバスケットボール界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体（以下、「市町村バスケットボール協会」という。）であって、本協会に加盟したもの

② 傘下団体等

チーム又は選手の属性によって分類される全県的に組織された各種の連盟であって、本協会の趣旨に賛同し理事会が認めたもの

③ 認定団体

バスケットボール競技又はバスケットボール競技に類似する競技の普及及び発展を事業目的とし、本協会の趣旨に賛同する団体であって、申請に基づいて本協会が認定したもの

④ 加盟チーム

チームが公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）の定める会員登録システム（以下「Team JBA」という。）を利用して本協会に加盟を完了したもの

⑤ 登録

競技者がJBAの定める「Team JBA」を利用して本協会に登録を完了したもの

第2章 加盟団体

第3条 〔市町村バスケットボール協会〕

本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、次の各号のとおりとする。

- ① 新潟市バスケットボール協会
- ② 長岡市バスケットボール協会

- ③ 上越市バスケットボール協会
- ④ 三条バスケットボール協会
- ⑤ 柏崎バスケットボール協会
- ⑥ 新発田市バスケットボール協会
- ⑦ 小千谷市バスケットボール協会
- ⑧ 十日町市バスケットボール協会
- ⑨ 村上市バスケットボール協会
- ⑩ 燕市バスケットボール協会
- ⑪ 糸魚川市バスケットボール協会
- ⑫ 妙高市バスケットボール協会
- ⑬ 五泉市バスケットボール協会
- ⑭ 佐渡バスケットボール協会
- ⑮ 魚沼市バスケットボール協会
- ⑯ 南魚沼市バスケットボール協会

第4条 〔分担金〕

本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、原則として毎年5月末日までに、次の各号に定める分担金を本協会に納付しなければならない。

① 新潟市バスケットボール協会	70,000円
② 長岡市バスケットボール協会	30,000円
③ 上越市バスケットボール協会	30,000円
④ 三条バスケットボール協会	30,000円
⑤ 柏崎バスケットボール協会	30,000円
⑥ 新発田市バスケットボール協会	30,000円
⑦ 小千谷市バスケットボール協会	20,000円
⑧ 十日町市バスケットボール協会	20,000円
⑨ 村上市バスケットボール協会	10,000円
⑩ 燕市バスケットボール協会	30,000円
⑪ 糸魚川市バスケットボール協会	20,000円
⑫ 妙高市バスケットボール協会	10,000円
⑬ 五泉市バスケットボール協会	20,000円
⑭ 佐渡バスケットボール協会	20,000円
⑮ 魚沼市バスケットボール協会	10,000円
⑯ 南魚沼市バスケットボール協会	20,000円

第5条 〔加盟の手続き〕

定款第39条により、新たに本協会の加盟団体になろうとするときは、その代表者から所定の加盟団体申請書を本協会へ提出し、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

第6条 〔脱退等〕

定款第41条により、本協会に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から所定の脱退届を本協会へ提出し、理事会の同意を得なければならない。

第3章 傘下団体等

第7条 〔各種の連盟〕

本協会の傘下団体となる各種の連盟は、次の各号のとおりとする。

- ① 新潟県社会人バスケットボール連盟
- ② 新潟県高等学校体育連盟（協力団体）
- ③ 新潟県中学校体育連盟（協力団体）
- ④ 新潟県ミニバスケットボール連盟

第4章 認定団体

第8条 〔認定団体〕

本協会が認定する団体を認定団体とすることができる。

第9条 〔分担金〕

本協会が認定する認定団体は、原則として毎年5月末日までに、本協会との協議により分担金を本協会に納付しなければならない。

第5章 加盟チーム

第10条 〔加盟の義務〕

バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本協会に加盟しなければならない。

- (2) 本協会に加盟していないチームは、本協会、JBA、ブロックバスケットボール協会、又は各種の連盟が主催若しくは主管する競技会に参加することはできない。

第11条〔加盟種別〕

加盟チームの加盟チームのカテゴリー区分、チーム区分は、次の各号のとおりとする。

① 一般

- ア W J B L
- イ Bクラブ
- ウ オープン
- エ オーバーエイジ40
- オ エンジョイ
- カ オーバーエイジ50
- キ 専門学校
- ク 大学

② U-18

- ア 高校
- イ 高専
- ウ Bユース
- エ クラブ

③ U-15

- ア 中学
- イ Bユース
- ウ クラブ

④ U-12

- ア クラブ

⑤ 障がい者

- ア 車椅子
- イ 車椅子ツイン
- ウ デフ
- エ F I D

- (2) 前項に定める年齢は、登録年度の4/2～翌年4/1に達する年齢を基準とする。

第12条〔加盟の手続き〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める「Team JBA」を利用して本協会に加盟を完了しなければならない。

- (2) 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの情報が、本協会及び所属する連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見された場合はこの限りではない。

第13条 〔加盟料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。

また、本協会への加盟料の他にJBAが定める加盟料を合わせて納付しなければならない。

① 一般	10,000円
② U18	4,000円
③ U15	2,500円
④ U12	1,000円
⑤ 障がい者	

第14条 〔加盟の取消〕

加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

- (2) 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない。

第6章登録

第15条 〔選手登録の義務〕

加盟チームは、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

- (2) 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第16条 〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第17条 〔選手登録の手続き〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める「Team JBA」を使用し、本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。

- (2) 選手登録は、「Team JBA」上の当該選手の情報が、本協会及び所属する

連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第18条 〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれかチーム区分に定める所属選手数に応じた競技者登録料を本協会に納付しなければならない。

また、本協会への競技者登録料の他にJBAが定める競技者登録料を合わせて納付しなければならない。

- | | | |
|--------|-------|------------|
| ① 一般 | | 選手数×1,000円 |
| ② U18 | | 選手数×500円 |
| ③ U15 | 10歳以上 | 選手数×500円 |
| ④ U12 | 10歳以上 | 選手数×400円 |
| | 9歳以下 | 選手数×0円 |
| ⑤ 障がい者 | | |

第19条 〔登録の変更・取消〕

登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、又は取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会並びにJBA承認の日をもって発生する。

- (2) 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第20条 〔登録有効期間〕

登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下、「登録年度」という。)とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。

- (2) 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日(3月31日)までとする。
- (3) 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第21条 〔疑義、紛争の解決〕

この規程に定められていない加盟登録の変更、取消、外国人競技者、審査及び違反に対する処分については、JBA加盟・登録規程に準ずるものとし、理

事会が処理するものとする。

第22条〔改正〕

この規程の改正は、理事会において行う。

第7章 附則

第23条〔施行〕

この規程は、平成27年3月21日から施行する。

平成28年3月20日一部改定

平成29年3月20日一部改定

平成30年3月21日一部改定

(第2条, 第7条, 第11条, 第13条, 第18条)